改正

平成6年2月8日規則第1号 平成9年6月30日規則第24号 平成18年6月30日規則第25号 平成26年8月1日規則第17号 平成31年3月25日規則第16号

碧南市母子家庭等医療費助成に関する条例施行規則

碧南市母子家庭医療費助成に関する条例施行規則(昭和53年碧南市規則第22号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、碧南市母子家庭等医療費助成に関する条例(平成3年碧南市条例第13号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、条例 の施行について必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

- 第2条 条例第2条第1項の市長が定める法令は、次のとおりとする。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。)
 - (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(受給者証の交付)

- 第3条 条例第3条第1項の規定により受給者証の交付を受けようとする者は、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、条例第2条の受給資格者であることを証する書類を提示し、又は添えなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、受給資格者であることを確認したときは、母子家庭等医療費受給者証(別記様式)を申 請者に交付する。
- 4 受給者証の有効期間は、前項の規定による確認のあった日の属する月の初日(その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開始日」という。)から開始日以後の最初に到来する10月31日(その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。次条第2項において「有効期限」という。)までとする。

(受給者証の更新)

- 第4条 受給者は、毎年10月1日から同月31日までの間に、前条第1項の申請書を市長に提出して、受給者証の更新を申請することができる。
- 2 前項の規定による受給者証の更新については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、前条第4項中「前項の規定による確認のあった日の属する月の初日(その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日(」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定による受給者証の更新を受けたときは、有効期間が満了した受給者証を添えなければならない。 (受給者証の再交付)
- 第5条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、母子家庭等医療費受給者証再交付申請書を市長に提出して、その再交付を受けることができる。
- 2 受給者証を破損し、又は汚損した場合の前項の規定による申請には、同項の申請書に当該破損し、又は汚損した受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに当該紛失した受給者証を市長に返還しなければならない。 (医療費の交付申請)
- 第6条 受給者は、条例第5条第2項の規定により母子家庭等医療費の助成を受けようとするときは、母子家庭等医療費交付申請書に次に掲げる書類を提示し、又は添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は社会保険各法の規定により当該医療に関する給付が行われたことを証する書類
 - (2) 医療機関等において発行する医療に要した費用に関する証拠書類
 - (3) 被保険者証又は組合員証
 - (4) 受給者証
 - (5) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

(氏名変更等の届出)

- 第7条 条例第6条のその他の市長が定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 氏名の変更
 - (2) 住所の変更
 - (3) 医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合の変更又は当該医療の給付(附加給付を含む。)内容の変更
 - (4) 被保険者証又は組合員証の記号番号の変更
- 2 受給者は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、14日以内に母子家庭等医療費受給者変更届に受給者証及び変更事項を証する書類を添 えて市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、受給資格者に該当しなくなったときは、速やかに母子家庭等医療費受給資格喪失届に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

(第三者の行為による被害の届出)

第9条 受給者は、母子家庭等医療費の助成理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに第三者行為による被害届を市長に提出しなければならない。

(添付書類等の省略)

第10条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、 当該書類等の提出を省略させることができる。

附則

この規則は、平成3年8月1日から施行する。

附 則(平成6年2月8日規則第1号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月30日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日規則第25号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成26年8月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の碧南市母子家庭等医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の碧南市障害者医療費助成に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正後の碧南市精神障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月25日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日前に、この規則による改正前の碧南市母子家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条又は第4条に規定する申請に基づき交付した受給者証の有効期限については、なお従前の例による。
- 3 平成31年4月1日から同年7月31日までの間に、この規則による改正後の碧南市母子家庭等医療費助成に関する条例施行規則(以下「改正後の施 行規則」という。)第3条に規定する申請に基づき交付した受給者証の有効期限については、同条の規定にかかわらず、同日までとする。
- 4 改正後の施行規則第3条又は第4条に規定する申請に基づき交付した受給者証の有効期限が平成31年10月31日までとなるものであって、当該受給者が同年11月1日以後も引き続き受給資格者である場合は、改正後の施行規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、当該受給者証の有効期限を平成32年10月31日(受給者が同日までの間に受給資格者でなくなる場合は、当該受給資格者となくなる日)までとする。

別記様式 (第3条関係)

別記様式 (第3条関係)

(表)

			愛知県	内のみ有	効		
4			母子家庭等医療費受給者証				
受給者番号							
受給者	住	所					
	氏	名					
	生年月日			年	月	日	男・女
有効期間				年 年	月 月	日日	から まで
発行機関名 及 び 印			愛知県碧南市長			即	
交付年月日				名	£ £	 	目

(規格 B7)

注 意 事 項

- 1 この証は、本人以外は使用できません。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険 者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口に提出 してください。
- 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を 市長に返してください。
- 4 氏名、住所に変更があったときは、14日以内にこの 証を添えて、市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったと きは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたとき は、再交付を受けてください。
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。